

武川小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいかなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないように、いじめは許されない行為であることを児童に理解させていく必要がある。

以上のことを踏まえ、いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

いじめ防止対策推進法(平成25年 法律第71号)第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、武川小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条1項)

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

2 いじめ防止基本方針策定の目的

- ① すべての児童がいじめの不安や苦痛を受けることなく、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを未然に防止し、及び解消に向けて組織的に対応し、適切な解決を図ることを目的とする。
- ② 児童に、いじめは人権を侵害する行為であることを認識させ、他者を思いやる気持ちを持ち育てる。

3. いじめ防止対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長，教頭，教務主任，児童指導主任（いじめ対策主任），養護教諭で構成する。必要に応じて，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材を活用する。

具体的な事案への対応については，学級担任を加えて対応する。

2 いじめ防止対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや，相談内容の把握，児童，保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。
- ※月1回の運営委員会に，必要に応じて児童指導主任，養護教諭を加え，いじめ対策委員会とする。
- ※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において報告し周知徹底させる。

4. 未然防止の取組

いじめ問題は，いじめが起こらない学校・学級づくりを行い，未然防止に努めることが最も重要である。望ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し，活躍できる学校・学級づくりを進めていくことである。

児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して，児童自らが「絆」を感じ取り紡いでいく「居場所づくり」と，教師が，児童が安心して自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する「絆づくり」を進めていくように努める。

- ・全ての児童に「いじめを決して許されない」ことを理解させるとともに，いじめを許容しない学校の雰囲気形成されるように努める。
- ・児童と教師，児童相互が信頼関係で結ばれるような関係を構築できるように努める。
- ・児童一人一人が認められ，お互いを大切にし合い，学級の一員としての自分の居場所を感じられるような学級経営に努める。また，学級のルールを守る等の規範意識の醸成に努める。
- ・日頃から，個に応じたわかりやすい授業を行うとともに，深い児童理解に立ち，生徒指導の充実を図り，児童が楽しく学びつつ，生き生きとした学校生活を送れるようにする。
- ・児童の思いやりの心の育成や，一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを実感させる教育を推進させるために，日頃の授業や特別活動等，全教育活動を通じた道徳教育や望ましい人間関係の形成に資する体験活動等を行う。
- ・自己肯定感を高める指導の充実を図り，児童のよいところを見つけ，児童をプラス評価する場面を増やしたり，学級内で個々に仕事を任せ評価したりすることで，集団への所属感を味わわせるような指導を行う。
- ・いじめを見て見ないふりをする事は「いじめ」をしていることにつながることや，「いじめ」を見たら，教師や友達に知らせたり，やめさせたりすることの大切さを指導する。その際，知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

- ・児童側からいじめ防止のための取組が進められるよう、「いじめゼロ宣言」や人を傷つけない言葉遣いの取組等、学級や児童会での取組を支援する。また、日頃から帰りの会での一日の反省や学級活動での話し合いの中で、学校生活の中の良い点や問題点に目を向けられるようにする。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、対処できるように児童及び児童の保護者を対象とした啓発活動を行う。
- ・いじめの未然防止・早期発見に関しての理解を深めるための教職員の研修会を実施する。
- ・「いじめ・不登校対応必携」「学校へ行けない子どもたちへの家庭訪問の手引き」「学校でわかるいじめ発見のチェックポイント」(以上、山梨県教育委員会)等に目を通して、いじめの未然防止・早期発見についての知見を深め、指導に生かす。
- ・いじめ防止指導計画(別表)を作成し、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合う。
- ・発達障害等のある児童への指導は、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図るとともに、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなど、当該児童の特性に応じた対応を図るように配慮する。
- ・児童の保護者には、児童が発する変化のサインに気づいたら学校に報告することをお願いする。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、地域道徳授業公開、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・山梨県総合教育センターに設置されている相談窓口のひとつ「いじめ不登校ホットライン」等、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知する。

5. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものである。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努める。いじめは、大人が気づきにくいところで起きやすく、潜在化しやすい傾向にあるので、児童の些細な変化から、児童が示す危険信号を見逃さないようにし、早い段階から積極的にいじめを認知するように努めるようにする。そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴え、または通報しやすい体制を整え、実態把握に取り組む。また、日頃から児童に関わることを保護者とも連携して情報を収集するように努めようとする。

アンケートについては、学期に1度、いじめ発見のためのアンケートを実施する。必要に応じて、いじめ発見のためのアンケートの実施の頻度を多くしたり、Q-Uテスト(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を取り入れたり、個人面談の実施、個人ノートや日記を活用をし、いじめの発見に生かすようにする。

6. いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめを加害者、被害者といった二者関係だけでなく、観衆(はやし立てる子)や傍観者(見て見ぬふりをする子)などの存在も含めて構造的に問題を捉える。

指導に当たっては、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。

また、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者の協力を得て、必要に応じて、PTA組織・学校評議員・地域住民・児童相談所・警察、その他関係者・関係機関との連携の下、適切かつ迅速に以下の対応を行うものとする。

①初動の対応

いじめの訴え・相談を受けた、またはいじめを発見した職員は、校長及びいじめ対策主任に報告する。いじめ対策主任は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。

②いじめ対策委員会の協議

いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

③実態把握・解消に向けての対応

いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処する。

④当該児童への指導及び当該児童の保護者への助言

いじめを受けた児童とその保護者及びいじめを行った児童とその保護者に対する指導・支援・助言を継続的に行う。

<いじめを行った児童に対して>

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、すぐにいじめを止めさせる。
- ・いじめていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせる
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

⑤事後の支援

被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

⑥再発防止への取組

事案の分析を通して、再発防止への取組を行う。

<重大事態が発生した場合>

※重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」や「いじめが原因で長期間欠席を余儀なくされた場合」等である。

重大事態が発生した場合、速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ②調査組織で、重大事態の事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供
- ④調査結果を北杜市教育委員会に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

7 その他

いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるように、学校評価等において評価・改善を図っていく。

(平成26年3月策定)

いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会	いじめ対策委員会			人権教室	教員研修	いじめ対策委員会
議	PTA総会、 学年PTA 総会等で啓 発					
事案発生時に、緊急対応会議の開催						
防止対策	学級づくり，人間関係づくり					
		ネット犯罪 防止教室				
早期発見			いじめアン ケート実施	必要に応じて個人 面談の実施、教育 相談機関へ		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会						いじめ対策 委員会
義	事案発生時に、緊急対応会議の開催					
防止対策	学級づくり，人間関係づくり					
早期発見	いじめアン ケート実施	必要に応じて個人 面談の実施、教育 相談機関へ	保護者アン ケート（評 価学校）実 施		いじめアン ケート実施	